

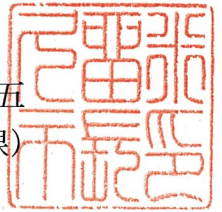
写

諮 問 書

7 健保第9360号
令和8年1月26日

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 田中 功一 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部健康保険課)



令和8年度久留米市国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問いたします。

記

・ 諮問事項

- 子ども・子育て支援金分を新たに賦課・徴収する。保険料率等は以下のとおりとする。
所得割率：0.28% 均等割額：1,000円
18歳以上均等割額：100円 平等割額：1,100円
- 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行のまま据え置きとする。
- 賦課限度額については、国の基準とする。

参 考

令和8年度税制改正大綱において、医療給付費分の賦課限度額が1万円引き上げられた。また、子ども・子育て支援金分の賦課限度額が3万円と設定された。よって、賦課限度額総額では4万円の引き上げ。

【令和8年度】

- 1 医療給付費分（基礎賦課分）
「660,000円」を「670,000円」に改定
- 2 後期高齢者支援金等分
現行どおり「260,000円」とする
- 3 介護納付金分
現行どおり「170,000円」とする
- 4 子ども・子育て支援金分
「30,000円」とする

賦課限度額総額

現行：109万円 → 改定後：113万円